

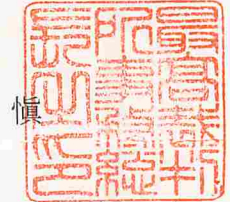
最高裁秘書第1061号

令和3年4月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年2月6日付け（同月8日受付，第020924号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成3年1月11日付け最高裁民三第7号民事局長通知「民事保全法の施行に伴う自動車登録事務の取扱いについて」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

民事保全法の施行に伴う自動車登録事務の取扱いについて

平成3年1月11日民三第7号高等裁判所長官、
地方、家庭裁判所長あて民事局長通知

標記の事務の取扱いについて、運輸省地域交通局長から別紙のとおり同省管下の機関に対して通達が発せられましたので、参考までにお知らせします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

別紙

地管第96号
平成2年12月20日

(各) 地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

地域交通局長

民事保全法の施行に伴う自動車登録事務の取扱いについて

民事保全法（平成元年法律第91号、以下「保全法」という。）、民事保全法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成2年政令第285号、以下「整備政令」という。）及び民事保全規則（平成2年最高裁判所規則第3号、以下「保全規則」という。）が平成3年1月1日より施行されることになったので、これに伴う自動車登録事務の取扱いについては、下記事項を留意の上、その運用に遺憾なきを期せられるとともに貴管下陸運支局等への周知方につきよろしく取り計らわれない。

記

1 自動車の登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分

(1) 仮処分の登録

自動車の登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の登録（保全法第54条及び第61条において準用する同法第53条及び第58条から第60条）については、OCRに用いる申請書第6号様式の登録嘱託書により行う。

(2) 仮処分の登録に後れる登録の抹消

ア. 自動車の登録につき仮処分の登録（自動車登録令第32条の2第1項に規定する保全仮登録（以下「保全仮登録」という。）とともにしたものを除く。）をした後その仮処分の債権者がその債務者を登録義務者として移転登録を申請する場合には、これと同時に申請する場合に限り、その債権者が単独でその仮処分の登録に後れる登録の抹消を申請することができる（保全法第61条において準用する同法第58条第1項及び第2項、自動車登録令（以下「登録令」という）第32条の2第1項）。

イ. 仮処分の登録に後れる登録

仮処分の登録に「後れる登録」とは、仮処分の登録より後順位の登録のうち、仮処分に対抗することができるが自動車登録ファイル上明らかな登録を除いたものである（保全法第61条において準用する同法第58条第1項及び第2項）。

仮処分の登録より後順位の登録のうち、仮処分に対抗することができるが自動車登録ファイル上明らかな登録とは、例えば仮処分の債務者に対する破産、和議開始、株式会社の整理開始に伴う保全処分、会社更生手続開始又は企業担保権の実行手続の開始の各登録である（破産法第70条、和議法第40条第2項、第58条、商法第383条、第386条第1項、会社更生法第67条第1項、第246条第1項、企業担保法第28条）。

ウ. 移転登録の申請及び仮処分の登録に後れる登録の抹消の申請

(ア) 仮処分の登録に後れる登録の抹消は、仮処分の債権者が(エ)の登録を除くすべての登録について抹消の申請をし、かつ、仮処分の債務者を登録義務者とする移転登録の申請と同時に申請する場合に限り、単独で申請することができる。

(イ) もし移転登録の申請を受理しない場合は、仮処分の登録に後れる登録の抹消の申請は、登録令第21条第1項第4号により受理しないこととする。

抹消すべき登録のすべてについて抹消の申請がないときは、移転登録の申請は、同令第21条第1項第7号により受理しないこととする。

(ウ) 仮処分の債権者が仮処分の債務者を登録義務者としてする移転登録の申請は、判決による登録の申請に限らず、共同申請によるものであっても差し支えない。

(エ) 仮処分の登録に後れる登録であっても、仮処分の債権者がする移転登録の申請の妨げとならない登録（例えば、仮処分の債務者を設定者とする抵当権設定の登録）について

は、その抹消の申請がなくても、移転登録の申請を受理して差し支えない。

(オ) 抹消とは、全部抹消に限らず、実質的に一部抹消である更正を含む。

エ. 申請書の添付書類

(ア) 仮処分の登録に後れる登録の抹消を申請するには、申請書に、あらかじめその登録の権利者に対しその旨の通知をしたことを証する書面を添付しなければならない（保全法第61条において準用する同法第59条第1項、登録令第32条の2第2項）。

この書面は、これを発する時のその登録の権利者の自動車登録ファイル上の住所又は事務所にあてて発したもので足り、この場合には、遅くとも、これを発した日から一週間を経過した時に到達したものとみなされる（保全法第61条において準用される同法第59条第2項）

(イ) 通知を発すべき登録の権利者（保全法第61条において準用する同法第59条第1項）とは、権利の登録にあっては、その登録名義人であり、処分の制限の登録であって債権者の記載のあるもののうち、滞納処分に基づく差押え等以外の差押え、仮差押え又は仮処分等にあっては当該債権者である。

なお、処分の制限の登録のうち、破産又は和議開始の登録等のように債権者の記載のないものについては、破産宣告又は和議開始の決定をした破産裁判所又は和議裁判所等を、債権者の記載のあるもののうち、滞納処分に基づく差押え等については、当該滞納処分庁をそれぞれ登録の権利者とし、また、債権者代位によりされた登録について、その債権者をも登録の権利者とする。

(ウ) 通知をしたことを証する書面は、申請時における抹消すべき登録の権利者のすべてについて添付することを要する。

(エ) 通知をしたことを証する書面は、自動車登録番号、車台番号、その登録の目的、登録年月日及び受理番号のほか、その登録を抹消する旨が記載されたもので、かつ、内容証明郵便により発したことを証するものでなければならない。

(オ) 登録の権利者について自動車登録ファイル上住所又は事務所の記録がない場合を除き、通知を発した日から1週間経過後に登録の抹消を申請する場合には、抹消の申請書に、内容証明郵便で通知書を発したことを証する書面を添付すれば足りる。

(カ) 登録の権利者について自動車登録ファイル上住所若しくは事務所の記録がない場合又は通知を発した日から1週間経過前に登録の抹消を申請する場合には、配達証明書をも添付することを要する。

(キ) 添付された登録抹消の通知が、自動車登録ファイル上の住所又は事務所以外の住所又は事務所にあてて発したものであるときは、配達証明書及び自動車登録ファイル上の住所又は事務所から当該住所又は事務所への移転を証する書面（住民票の写し又は会社の登記簿謄抄本等）をも添付することを要する。

(ク) 添付された登録抹消の通知が、自動車登録ファイル上の氏名又は名称以外の氏名又は名称にあてて発したものであるときは、自動車登録ファイル上の氏名又は名称から当該氏名又は名称への変更を証する書面（戸籍の謄抄本又は会社の登記簿謄抄本等）をも添付することを要する。

オ. 抹消の原因の記録

仮処分の登録に後れる登録を抹消する場合の登録の原因の記録は、「仮処分による失効」又は「仮処分による一部失効」とする。

カ. 抹消の通知

仮処分の登録に後れる処分の制限の登録（仮差押え及び仮処分を除く。）を抹消した場合には、陸運支局長は、当該登録の嘱託をした官公署に対し、別紙様式又はこれに準ずる様式によりその旨を通知する。

(3) 仮処分の登録の抹消

ア 職権による抹消

仮処分の登録に後れる登録を抹消したときは、陸運支局長は、仮処分の登録を職権で抹消しなければならない（登録令第32条の2第3項）。

この場合の自動車登録ファイルへの記録は、平成2年12月20日付け、管理課長通達による登録センター情報第179号「電子情報処理組織による自動車登録検査機械処理要領」（以下「機械処理要領」という。）による。

イ 嘱託による抹消

(ア) 仮処分の目的が達成された場合において、仮処分の登録に後れる登録を抹消しないときは、裁判所が、仮処分の債権者の申立てにより、その仮処分の登録の抹消を嘱託する（保全規則第48条）。

この場合の自動車登録ファイルへの記録は、機械処理要領による。

(イ) 仮処分の執行の取下げ又は取消決定による仮処分の登録の抹消については、従来と同様である（保全法第54条において準用する同法第53条第3項）。

2 抵当権の権利の移転又は消滅についての登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分

(1) 仮処分の登録

抵当権の権利の移転又は消滅についての登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の登録（保全法第54条において準用する同法第53条第1項）については、1. (1)に準じて取り扱う。

(2) 仮処分の登録に後れる登録の抹消

ア 仮処分の効力等

抵当権の権利につき仮処分の登録（保全仮登録とともにしたものを除く。）をした後、その仮処分の債権者がその仮処分の債務者を登録義務者として、その権利の移転又は消滅につき登録を申請する場合における仮処分の登録に後れる登録の抹消については、1.

(2)に準じて取り扱う（保全法第61条において準用する同法第58条第1項及び第2項、登録令第32条の3）。

イ 抵当権の権利の移転又は消滅

抵当権の権利の移転の登録とは、当該権利の全部又は一部の名義人を実質的に変更する登録で設定の登録に変更を加えないものをいい、例えば、抵当権の全部又は一部の移転の登録である。

抵当権の権利の消滅の登録とは、当該権利の全部又は一部が設定者との関係において実質的に消滅する登録をいい、例えば、抵当権抹消の登録、一部弁済による抵当権変更の登録又は被担保債権額を減額する抵当権更正の登録である。

(3) 仮処分の登録の抹消

抵当権の権利の移転又は消滅についての登録請求権を保全するための仮処分の登録の抹消については、1. (3)に準じて取り扱う（登録令第32条の3、保全法第54条において準用する同法第53条第3項、保全規則第48条）。

3 抵当権の権利の設定又は変更についての登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分

(1) 仮処分の登録

ア 仮処分の執行方法

抵当権の権利の設定又は変更についての登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行は、処分禁止の登録とともに保全仮登録をする方法による（保全法第54条において準用する同法第53条第2項）。この場合において、保全仮登録の自動車登録ファイルへの記録については、機械処理要領による。

イ 抵当権の設定又は変更

抵当権の権利の設定又は変更の登録とは、実質的に新たに権利を設定する登録をいい、例えば、抵当権の設定の登録、その抹消回復の登録、根抵当権の極度額を増額する変更若しくは更正の登録又は民法第375条による抵当権の処分の登録である。

ウ 仮処分の登録の記録

処分禁止の登録は、処分禁止の対象が所有権である場合にはその旨を、抵当権の権利である場合には保全仮登録の内容と併せて自動車登録ファイルへ記録することにより行う。

エ 保全仮登録の性質

保全仮登録は、処分禁止の登録と一体となつた処分禁止の登録であるから、例えば、保全仮登録に係る権利の処分又はその処分の制限の登録をすることはできない。

(2) 保全仮登録の更正

ア 更正の囑託

保全仮登録に係る権利の表示がその保全仮登録に基づく本登録をすべき旨の本案の債務名義における権利の表示と符号しないときは、仮処分命令を発した裁判所は、仮処分の債権者の申立てにより、その命令を更正し、更正決定が確定したときは、裁判所書記官は、保全仮登録の更正を囑託しなければならない（保全法第61条において準用する同法第60条第1項及び第3項）。

なお、保全仮登録の更正は、共同申請によつてはすることができない。

イ 更正の登録

(ア) 保全仮登録の更正につき利害関係を有する第三者がない場合は、保全仮登録の更正を附記登録とする。

(イ) 保全仮登録の更正につき利害関係を有する第三者の承諾書（印鑑証明書付き）又はこれらの者に対抗することができる裁判の謄本が添付されたとき（保全規則第47条）

は、(ア)と同様とする。

(ウ) (イ)の場合で、保全仮登録の更正の嘱託書に利害関係を有する第三者の承諾書(印鑑証明書付き)又はこれらの者に対抗することができる裁判の謄本が添付されないときは、保全仮登録の更正を主登録とする。

この場合には、保全仮登録の更正事項を記載し、更正前の事項を()内に記録する。(エ) (ア)から(ウ)までの保全仮登録の更正の登録の自動車登録ファイルへの記録は、機械処理要領による。

(3) 保全すべき登録請求権に係る登録

ア 保全仮登録に基づく本登録

(ア) 保全仮登録をした仮処分の債権者が保全すべき登録請求権に係る登録をするには、保全仮登録に基づく本登録をする方法による(保全法第61条において準用する同法第58条第3項)。

この場合における本登録の順位は、保全仮登録の順位による(登録令第60条)。

(イ) 保全仮登録に基づく本登録の申請は、判決による登録に限らず、共同申請によるものであっても差し支えない。

イ 主登録による更正後の保全仮登録に基づく本登録の申請

(ア) 保全仮登録の更正が主登録でされている場合の保全仮登録に基づく本登録の申請は、更正後の本登録をすべき旨の本案の債務名義を登録原因証書として、保全仮登録の本登録の申請及び保全仮登録の更正の本登録の申請を同時にする場合に限り、単独することができる。

(イ) 保全仮登録の本登録の申請がないとき、又はその申請を受理すべきでないときは、保全仮登録の更正の本登録の申請は、登録令第21条第1項第2号により受理しないこととする。

保全仮登録の更正の本登録の申請がないとき、又はその申請について登録をしない場合は、保全仮登録の本登録の申請は、登録令第22条第2項第1号により登録しないものとする。

(4) 保全仮登録及び処分禁止の登録の抹消

ア 職権による抹消

保全仮登録に基づく本登録をしたときは、陸運支局長は、保全仮登録及びその保全仮登録とともにした処分禁止の登録を職権で抹消しなければならない(登録令第32条の

4)。

この場合の自動車登録ファイルへの記録は、機械処理要領による。

イ 嘱託による抹消

仮処分の執行の取下げ又は取消決定による仮処分の登録の抹消の嘱託については、従来と同様である(保全法第54条において準用する同法第53条第3項)。

4 経過措置

(1) 民事保全事件

保全法施行前に申し立てられた仮差押え又は仮処分の命令に係る仮差押え又は仮処分の事件(以下「旧法事件」という。)については、3.を除き、なお従前の例による(保全法附則第4条)。

したがって、保全法施行後であっても、旧法事件の仮処分の自動車登録ファイルへの記録及び旧法事件による仮処分の登録に後れる登録の抹消については、従来と同様である。

(2) 家事審判事件

保全法施行前にした家事審判法第15条の3第1項の規定による審判同条第5項の裁判を含む。)に係る審判前の保全処分の事件については、3.を除き、なお従前の例による(保全法附則第12条)。

したがって、保全法施行前に申し立てられた審判前の保全処分の事件であっても、保全法施行後に審判前の保全処分がされたものについては、保全法が適用される。

(3) 旧法事件についての仮処分の登録の抹消

1及び2において旧法が適用される場合において、保全法施行後、仮処分の債権者の申請に基づき、その仮処分の登録に後れる登録を抹消するときは、1.(3)ア.に準じて取り扱い、自動車に関する権利について仮処分の目的が達成されたが仮処分の登録に後れる登録を抹消しないときは、1.(3)イ.に準じて取り扱う。

別紙様式
民
事
登
記
・
登
録

通 知 書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（嘱託機関名）殿

地方運輸局陸運支局長
又は沖縄総合事務局陸運事務所長

下記の自動車の平成 年 月 日付け受理番号第 号の 登録を仮
処分の目的達成により平成 年 月 日付け受理番号第 号で抹消
したので通知します。

〔通達八六号〕

記

自動車登録番号